

省

令

○農林水産省令第三十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月八日

農林水産大臣 野村 哲郎

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の二部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
第三条 防除区域においては、なす科植物（ソラム・シンブリーフオリウム及びソラム・ペルビアナム並びにジャガイモシロシストセンチュウの防除を行うことを目的として栽培されるトマトを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。 一・二 （略）	第三条 防除区域においては、なす科植物（ソラム・シンブリーフオリウム及びソラム・ペルビアナムを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。 一・二 （略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

規

則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型コロナウイルス等）等に対処するための人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の特例の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年五月八日

人事院総裁 川本 裕子

人事院規則九一二九―六

人事院規則九一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型コロナウイルス等）等に対処するための人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の特例の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型コロナウイルス等）等に対処するための人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の特例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型コロナウイルス等に対処するための人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の特例

目次

第一章・第二章 （略）

（削る）

第三章 特定新型コロナウイルス等により生じた事態に対処するための人事院規則九一三〇の特例（第七条）

附 則

（削る）

改 正 前

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型コロナウイルス等に対処するための人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）の特例

目次

第一章・第二章 （略）

第三章

第三章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九一三〇の特例（第七条）

附 則

第三章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための人事院規則九一三〇の特例（第八条）

例

（防疫等作業手当の特例）

第七条 職員が次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則九一三〇第十二条の規定は適用しない。

一 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事院が定めるもの